

株式交換及び合併に係る事前開示書類

株式会社サイバーリンクス

2022年10月25日

各 位

和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社サイバーリンクス
代表取締役社長 村上 恒夫

モバイル・メディア・リンク株式会社との株式交換及び合併に係る事前開示事項

当社とモバイル・メディア・リンク株式会社（以下、「MML」といいます。）は、2022年10月11日開催の両社取締役会において、2022年11月30日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、MMLを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、当該契約に基づき株式交換をすること（以下、「本株式交換」といいます。）、並びに、2022年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MMLを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結し、当該契約に基づき吸収合併をすること（以下、「本合併」といいます。）について決議の上、株式交換契約及び合併契約を締結いたしました。

本株式交換及び本合併について、会社法第794条第1項並びに会社法施行規則第191条及び同法施行規則第193条の定めに従い、下記のとおり株式交換契約等及び吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

I. 株式交換

1. 株式交換契約の内容

本株式交換に係る株式交換契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 株式交換対価の相当性に関する事項

(1) 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	MML (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	750
本株式交換により交付する株式数	普通株式360,000株（予定）	

(注) 1. 株式の割当比率

当社は、本株式交換により、MMLの株式1株に対して、当社の株式750株を割り当て交付します。ただし、当社が保有するMMLの普通株式（2022年10月10日現在100株）については、本株式交換による株式の割当てを行いません。

2. 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換により交付する株式数360,000株（予定）の全てを新たに普通株式を発行することにより充当する予定であります。

3. 1株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなるMMLの株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の公正性を確保するため、当社及びMMLから独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社ユニヴィスコンサルティングを本株式交換比率の算定に関する第三者機関として選定いたしました。

さらに当社は、株式会社ユニヴィスコンサルティングへの依頼に先立ち、MMLの財務状況を調査するために、松崎パートナーズ株式会社を選定し、MMLに対する財務デュー・デリジェンスを実施しました。

両社は当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、2022年10月11日付にて、最終的に本株式交換比率の通り合意いたしました。なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

2) 算定に関する事項

a) 算定機関の名称並びに当社及び相手会社との関係

株式会社ユニヴィスコンサルティングは当社及びMMLから独立した算定機関であり、当社及びMMLの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b) 算定の概要

株式会社ユニヴィスコンサルティングは、当社株式については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法により算定いたしました。具体的には、2022年10月7日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を算定の基礎とし、当社株式の1株当たり株式価値の評価レンジは、以下のとおりであります。

算定方式	算定結果
市場株価法	1,128円～1,138円

一方、MMLについては、非上場会社であるため、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」とい

います。)を採用しております。なお、DCF法の前提としたMMLの利益計画において、大幅な減益又は増益を見込んでいる事業年度があります。具体的には、店舗スタッフ増強によるコスト増加により2022年12月期の営業損失が4百万円(前年同期は22百万円の営業利益)、販売体制強化に伴う販売力・店舗競争力の向上により、2023年12月期の営業利益が10百万円、2024年12月期の営業利益が19百万円、2025年12月期の営業利益が44百万円となり、増益となることを見込んでおります。

DCF法に基づき算定されたMMLの1株当たり株式価値の評価レンジは以下のとおりであります。

算定方式	算定結果
DCF法	781,751円～1,011,832円

株式会社ユニヴィスコンサルティングは、本株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、MMLの資産又は負債(偶発債務を含みます。)に関して、個別の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、MMLの財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、当社及びMMLの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の本株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	MML	
市場株価法	DCF法	687～897

本株式交換比率は、上記株式交換比率の算定レンジの範囲内において両社協議のうえ決定されたものであることから、相当であると判断しております。なお、本株式交換比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

(2) 本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりとします。かかる資本金及び準備金の額は、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断いたします。

資本金の額 : 0円

資本準備金の額 : 会社計算規則第39条の規定に従って別途当社が定める額

利益準備金の額：0円

上記処理は、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づくものであり、また、当社の資本の状況その他の諸事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であると考えております。

3. 新株予約権の承継に関する相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社に関する事項

MMLの最終事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）に係る計算書類等の内容につきましては、別紙2のとおりです。

なお、MMLは、2022年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MMLを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2022年10月11日付で締結しておりますが、これ以外に、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2022年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MMLを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2022年10月11日付で締結しております。

また、当社は、2022年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ケイオープランを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2022年10月11日付で締結しております。

これら以外に、該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

本株式交換は、会社法第799条第1項の適用を受けないため、該当事項はありません。

II. 吸収合併

1. 合併契約の内容

本合併に係る吸収合併契約の内容は別紙3のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

(1) 合併対価の総数並びに合併対価の割当ての相当性に関する事項

本合併は、当社を株式交換完全親会社、MMLを株式交換完全子会社とする株式交換の効力発生を条件としているため、当該合併の効力発生日の前日において、MMLが当社の完全子会社となっていることを前提としております。従いまして、本合併に際して、当社からMMLの株主に対して、株式その他金銭等の割当ては行いません。

(2) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加すべき当社の資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則及び公正な会計基準に従い決定する予定です。これは、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 新株予約権の承継に関する相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての事項

MMLの最終事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日）に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

なお、MMLは、2022年11月30日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、MMLを株式交換完全子会社とする株式交換契約を2022年10月11日付で締結しておりますが、これ以外に、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2022年11月30日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、MMLを株式交換完全子会社とする株式交換契約を2022年10月11日付で締結しております。

また、当社は、2022年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ケイオープランを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2022年10月11日付で締結しております。

これら以外に該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

最終事業年度末現在における当社及びMMLの資産及び負債の状況は、以下の通りであり、本吸収合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、吸収合併の効力発生日までに両社の資産及び負債の額に重大な変動を生じる事態は、現在のところ認識されておりません。

したがって、当社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断いたします。

(単位：百万円)

	総資産の額	負債の額	純資産の額
当社（単体） （2021年12月31日現在）	10,140	3,841	6,298
MML （2021年12月31日現在）	493	102	391

以上

添付

別紙1 株式交換契約書

別紙2 モバイル・メディア・リンク株式会社第17期計算書類等

別紙3 吸収合併契約書

株式交換契約書

株式会社サイバーリンクス（以下「甲」という。）及びモバイル・メディア・リンク株式会社（以下「乙」という。）は、2022年10月11日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換する（以下「本株式交換」という。）。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲 : 株式交換完全親会社

商号 : 株式会社サイバーリンクス

住所 : 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

(2) 乙 : 株式交換完全子会社

商号 : モバイル・メディア・リンク株式会社

住所 : 和歌山県和歌山市向220番地の1

（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式の合計数に750を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式750株の割合をもって割り当てる。

3 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき処理するものとする。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資 本 金 : 0円

(2) 資本準備金 : 会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3) 利益準備金 : 0円

（本株式交換の効力発生日）

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年11月30日とする。ただし、株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し両社取締役会の承認に基づく合意の上、これを変更することができる。

（株主総会）

第6条 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易株式交換の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行うものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

3 本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の

上、これを変更することができる。

(会社財産の管理等)

第7条 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

(剰余金の配当等)

第8条 乙は、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

(本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

第9条 本契約締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事象が発生し若しくは判明したとき（法令に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られないことを含むが、これに限られない。）は、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条に定める乙株主総会において本契約の承認が得られないときはその効力を失う。

(管轄裁判所)

第11条 本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(本契約に定めのない事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通ずつ保有するものとする。

2022年10月11日

甲：和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

株式会社サイバーリンクス

代表取締役 村上 恒夫



乙：和歌山県和歌山市向220番地の1

モバイル・メディア・リンク株式会社

代表取締役 西崎 輝行



決算報告書

第17期

自 令和 3年 1月 1日
至 令和 3年 12月 31日

モバイル・メディア・リンク 株式会社
〒640-8431 和歌山県和歌山市向220番地の1

貸借対照表

モバイル・メディア・リンク 株式会社

令和 3年 12月 31日 現在

単位：円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 274,872,036】	【流動負債】	【 82,573,090】
現金預金	208,042,154	買掛金	34,274,349
売掛金	47,043,537	短期借入金	25,836,000
商品	18,447,616	未払費用	7,796,094
前払費用	180,539	未払法人税等	1,113,700
前払保険料	1,178,895	未払消費税等	4,608,000
未収入金	65,732	預り金	7,249,047
貸倒引当金	△ 86,437	賞与引当金	1,695,900
【固定資産】	【 218,641,461】	【固定負債】	【 19,976,000】
(有形固定資産)	(183,615,729)	長期借入金	19,976,000
建物	59,847,863	負債合計	102,549,090
建物附属設備	18,911,272	純資産の部	
構築物	3,254,038	【株主資本】	【 391,138,574】
車両運搬具	3	資本金	29,000,000
工具器具備品	2,213,025	(利益剰余金)	(362,138,574)
土地	99,389,528	利益準備金	1,769,000
(無形固定資産)	(2,003,900)	その他利益剰余金	360,369,574
ソフトウェア	1,787,900	繰越利益剰余金	360,369,574
電話加入権	216,000	純資産合計	391,138,574
(投資その他の資産)	(33,021,832)	負債・純資産合計	493,687,664
出資金	10,000		
差入保証金	5,250,000		
入会金	950,000		
配当金等積立金	149,628		
長期前払費用	26,662,204		
【繰延資産】	【 174,167】		
繰延資産	174,167		
資産合計	493,687,664		

損益計算書

モバイル・メディア・リンク 株式会社

自 令和 3年 1月 1日
至 令和 3年 12月 31日

単位：円

科 目	金 額	
【 純 売 上 高 】		
売 上 高	553,808,249	
売 上 値 引 戻 り 高	△ 2,284,078	551,524,171
【 売 上 原 価 】		
期 首 棚 卸 高	33,739,642	
仕 入 高	320,276,480	
* * 合 計 * *	354,016,122	
期 末 棚 卸 高	△ 18,447,616	335,568,506
	売 上 総 利 益 金 額	215,955,665
【販売費及び一般管理費】		193,324,067
	営 業 利 益 金 額	22,631,598
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	7,796	
受 取 配 当 金	400	
雑 収 入	1,491,357	1,499,553
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	188,549	188,549
	経 常 利 益 金 額	23,942,602
【 特 別 利 益 】		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	26,070	
賞 与 引 当 金 戻 入 益	888,966	915,036
【 特 別 損 失 】		
固 定 資 産 除 却 損	2	2
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	24,857,636
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,992,151
	当 期 純 利 益 金 額	17,865,485

株主資本等変動計算書

モバイル・メディア・リンク 株式会社

自 令和 3年 1月 1日
至 令和 3年 12月 31日

単位：円

	株主資本					純資産合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本合計		
		利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
			繰越利益剰余金				
当期首残高	29,000,000	1,624,000	344,099,089	345,723,089	374,723,089	374,723,089	
当期変動額							
当期純利益(損失)	0	0	17,865,485	17,865,485	17,865,485	17,865,485	
その他	0	145,000	△1,595,000	△1,450,000	△1,450,000	△1,450,000	
当期変動額合計	0	145,000	16,270,485	16,415,485	16,415,485	16,415,485	
当期末残高	29,000,000	1,769,000	360,369,574	362,138,574	391,138,574	391,138,574	

個別注記表

モバイル・メディア・リンク 株式会社

自 令和 3年 1月 1日
至 令和 3年 12月 31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 建物は定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しています。
無形固定資産 定額法を採用しています。

引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上しています。
賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

貸借対照表に関する注記

担保資産及び担保付債務

担保資産

建物 31,987,496円

土地 99,274,528円

計 131,262,024円

担保付債務

長期借入金 9,996,000円

計 9,996,000円

有形固定資産の減価償却累計額

91,235,512円

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税控除後の金額で表示しています

株主資本等変動計算書に関する事項

発行済み株式の種類及び総数に関する事項

発行済み株式

普通株式

当期末株式数（発行済普通株式）

580株

配当に関する事項

配当財産が金銭の場合

金銭配当の株式の種類別内訳

株式の種類

普通株

決議

令和4年3月18日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しています。なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

配当金の総額

1,450,000円

一株あたり配当額

2,500円

基準日

2021-12-31

効力発生日

2022-03-18

一株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額

674,376.85円

1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

30,802.56円

令和3年2月26日

株主各位

和歌山市向220番地の1
モバイル・メディア・リンク株式会社

第16期事業報告書

自 令和2年1月1日
至 令和2年12月31日

株主の皆様方には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃のご支援とご理解に対しまして深く感謝申し上げますとともに、令和2年（第16期）営業報告をお届けするにあたり、ご挨拶を申し上げます。

事業の経過報告ならびに今後の課題

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、企業の経済活動が大きく制限される中、企業収益や景気の悪化、個人消費の減退やインバウンド需要の急減など、極めて厳しい環境で推移致しました。政府による緊急事態宣言の解除後も、経済活動の回復に向けた動きは鈍く、先行き不透明な状況が継続しております。

当社が事業を展開している携帯電話市場におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、4月の緊急事態宣言や通信キャリア方針によりドコモショップにおいて時短営業や受付業務の制限を行いました。解除後は通常営業に戻り、来店客数や販売台数は回復基調にありますが厳しい状況が続いております。

後半新しい通信規格5Gのサービスが開始され対応端末が普及し始めています。政府による携帯電話料金の値下げ要請を受け新料金プランが発表され、市場競争が非常に厳しい局面を迎えようとしています。

このような環境下において、新型コロナウイルス感染拡大の影響で4月、5月の営業活動自粛により、売上高549,231千円で前年対比74.4%と減収となりました、売上総利益224,325千円前年対比86.2%、営業利益25,995、営業外収益11,429、経常利益は36,652千円前年対比88.5% 当期純利益25,913千円前年対比92.5%と減収減益となりました。また販売費及び一般管理費につきまは削減を行い前年対比91.0%となりました。

当社は、新型コロナウイルス感染拡大の厳しい経営環境の下、価値提案を行い業績の向上に役員、社員一同が一丸となり取組んでまいりました。

(2) 今後の課題

現状は携帯端末の販売が減少しています、今後はネット販売の増加も予想されますので、今後は端末販売に頼らず端末販売外のインセンティブを高めるように取組んで参ります。

吸収合併契約書

株式会社サイバーリンクス（以下「甲」という。）及びモバイル・メディア・リンク株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、2022年10月11日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

（1）甲：吸収合併存続会社

商号：株式会社サイバーリンクス

住所：和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

（2）乙：吸収合併消滅会社

商号：モバイル・メディア・リンク株式会社

住所：和歌山県和歌山市向220番地の1

（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、本合併がその効力を生ずる直前において、乙の全株式を所有することとなるため、本合併に際して乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

（本合併の効力発生日）

第5条 本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年12月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

（株主総会）

第6条 甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

2 乙は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

（役員退職慰労金及び従業員一時金）

第7条 乙は、本契約締結日現在の乙の取締役又は監査役のうち、本合併に際して甲の取締役又は監査等委員である取締役に就任しない者に対して、乙の株主総会の決議に基づき、乙の本契約締結日現在の退職慰労金支給基準に従って退職慰労金を支給することができる。

2 乙は、本契約締結日現在の乙の従業員に対して、乙の本契約締結日現在の退職金支給規定に基づく退職金相当額を、一時金として支給することができる。

3 乙は、前項の一時金を支給する場合、各従業員から、「当該一時金の支給により乙在籍に係る

退職金が清算済みであること」に同意する書面を得なければならない。

- 4 本条第1項及び第2項により乙の役員及び従業員に対して支給する金額の上限は、あらかじめ甲乙協議して定めるものとする。

(合併の効力発生前の剰余金の配当)

第8条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、剰余金の配当を行わない。

(会社財産の管理等)

第9条 乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、本合併の実行に重大な支障となる事象が発生し若しくは判明した場合（法令に基づき必要とされる関係官庁等による許認可、承認等が得られないことを含むが、これに限られない。）が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(契約の効力)

第11条 本契約の効力は、本効力発生日の前日までに、甲乙間で締結された2022年10月11日付「株式交換契約書」に基づく株式交換の効力が発生することを停止条件として生じるものとする。

- 2 本契約は、本効力発生日の前日までに、甲の株主総会の承認が必要となった場合において、その決議による本契約の承認、又は本効力発生日までに法令に定められた関係官庁等の許認可、承認が得られないときはその効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通ずつ保有するものとする。

2022年10月11日



甲：和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社サイバーリンクス
代表取締役 村上 恒夫



乙：和歌山県和歌山市向220番地の1
モバイル・メディア・リンク株式会社
代表取締役 西崎 輝行

